

以下の行為は犯罪です！



許可のない焼却(野焼き)や不法投棄は、廃棄物処理法で禁止されています。

※野焼き・不法投棄は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが併科され、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

① 野焼き

家庭等から排出された廃棄物(ごみ)を空き地や田畑などで焼却する行為は少量であっても法律で禁止されています。

※農業などでの「害虫駆除」や「最低限度の肥料採り」など、やむ負えず焼却を行う場合は、事前に消防署に届け出が必要になります。



こんな行為も罰則の対象です



野焼き



ブロック焼き



ドラム缶・一斗缶

② 不法投棄

廃棄物(ごみ)をみだりに捨てることは、法律で禁止されています。

不法投棄を未然に防ぐために、市では定期的にパトロールや不法投棄防止啓発看板の設置などを行っています。

不法投棄は犯罪です



※不法投棄されたごみは、土地の所有者・管理者の責任で処理しなければなりません。ごみを捨てられないよう適正な管理に努め、「雑草を刈る・抜く」・「花を植える」・「柵を設置する」などの予防策をお願いします。